令和８年度第１回厚木市労働報酬審議会　次第

日　時　令和８年９月 24 日（木）
　　午後３時から
場　所　厚木市役所　本庁舎３階　特別会議室

１　開　会

２　諮　問（労働報酬下限額について）

３　審議会の会議録における委員氏名の公開等について

４　会議の公開について

５　案　件

(1) 令和９年度の工事請負契約に係る労働報酬下限額（案）について
【資料１－1、１－２】

(2) 令和９年度の業務委託及び管理協定対象委託契約に係る
労働報酬下限額（案）について　【資料２－１、２－２】

６　その他

７　閉　会

厚木市労働報酬審議会委員名簿

役職	氏名 （敬称省略）	選出母体等
委員長	ﾀｶﾊｼ ｱｷｺ 高橋　暁子	弁護士
委員 （職務代理）	ﾋﾗｲ ﾀｶｱｷ 平井　貴章	神奈川県社会保険労務士会厚木支部
委員	ﾌｼﾞｶｹ ﾋﾛﾕｷ 藤掛　博幸	厚木商工会議所
委員	ｱﾝﾄﾞｳ ﾃﾂｵ 安藤　哲雄	一般社団法人厚木市建設業協会
委員	ﾂﾀﾞ ﾏﾅﾌﾞ 津田　学	全建総連厚木建設連絡会
委員	ﾎﾘｱｲ　ｼﾞｭﾝｲﾁﾛｳ 堀合　純一郎	厚木愛甲地域連合

厚木市公契約条例施行規則　抜粋

（委員長等）
第８条　審議会に委員長を置き、委員の互選により定める。
２　委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
３　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

資料１－１

令和9年度の工事請負契約に係る労働報酬下限額(案)について

１ 対象

市が発注する予定価格１億円以上の工事請負契約業務に従事する労働者等（農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため毎年度決定する公共工事設計労務単価に掲げる職種の業務に従事する者に限る。）に係る労働報酬下限額
（厚木市公契約条例第６条第１項第１号）

２ 算定の根拠

労働報酬下限額の決定には、「公共工事設計労務単価（※）」を勘案するほか、地場賃金として信頼できる基準があれば、「その他公的機関が定める労務単価の基準」を適用する。
(厚木市公契約条例第６条第２項第１号及び第３号)

※　公共工事や委託業務の設計額を積算する際に使用する単価であり、農林水産省及び国土交通省において、毎年、公共工事に従事する労働者について、都道府県別の賃金を職種ごとに調査し、その結果に基づいて決定しているもの

３ 算定方法

(1) 公共工事設計労務単価が設定されている職種

農林水産省及び国土交通省が決定した令和９年度の神奈川県における公共工事設計労務単価を８で除して得た額(１円未満の端数がある場合は切り上げる。)に100分の90を乗じて得た額とする(１円未満の端数がある場合は切り上げる)。

(2) 公共工事設計労務単価が設定されていない職種

十分な有効標本数が確保できなかった等の理由により、令和９年度の神奈川県における公共工事設計労務単価が設定されていない職種は、労働報酬下限額の設定対象外とする。

(3) 見習い労働者

見習い労働者等は、厚木市公契約条例第６条第１項第２号に規定する労働者に支払われるべき労働報酬下限額と同額とする。

資料１－２

工事請負契約に係る厚木市労働報酬下限額算定表

※　令和9年度の神奈川県の公共工事設計労務単価が公表されていないため、令和8年度の単価で計算しています。

（単位：円）

令和8年度公共工事 設計労務単価（神奈川県）			厚木市労働報酬下限額												
業種	日額	1時間当たり	80%	85%	86%	87%	88%	89%	90%	91%	92%	93%	94%	95%	100%
特殊作業員	30,900	3,863	3,091	3,284	3,323	3,361	3,400	3,439	3,477	3,516	3,554	3,593	3,632	3,670	3,863
普通作業員	26,800	3,350	2,680	2,848	2,881	2,915	2,948	2,982	3,015	3,049	3,082	3,116	3,149	3,183	3,350
軽作業員	18,200	2,275	1,820	1,934	1,957	1,980	2,002	2,025	2,048	2,071	2,093	2,116	2,139	2,162	2,275
造園工	26,900	3,363	2,691	2,859	2,893	2,926	2,960	2,994	3,027	3,061	3,094	3,128	3,162	3,195	3,363
法面工	31,700	3,963	3,171	3,369	3,409	3,448	3,488	3,528	3,567	3,607	3,646	3,686	3,726	3,765	3,963
とび工	33,100	4,138	3,311	3,518	3,559	3,601	3,642	3,683	3,725	3,766	3,807	3,849	3,890	3,932	4,138
石工	32,900	4,113	3,291	3,497	3,538	3,579	3,620	3,661	3,702	3,743	3,784	3,826	3,867	3,908	4,113
ブロック工	32,000	4,000	3,200	3,400	3,440	3,480	3,520	3,560	3,600	3,640	3,680	3,720	3,760	3,800	4,000
電工	31,500	3,938	3,151	3,348	3,387	3,427	3,466	3,505	3,545	3,584	3,623	3,663	3,702	3,742	3,938
鉄筋工	31,600	3,950	3,160	3,358	3,397	3,437	3,476	3,516	3,555	3,595	3,634	3,674	3,713	3,753	3,950
鉄骨工	29,700	3,713	2,971	3,157	3,194	3,231	3,268	3,305	3,342	3,379	3,416	3,454	3,491	3,528	3,713
塗装工	36,300	4,538	3,631	3,858	3,903	3,949	3,994	4,039	4,085	4,130	4,175	4,221	4,266	4,312	4,538
溶接工	38,900	4,863	3,891	4,134	4,183	4,231	4,280	4,329	4,377	4,426	4,474	4,523	4,572	4,620	4,863
運転手（特殊）	32,200	4,025	3,220	3,422	3,462	3,502	3,542	3,583	3,623	3,663	3,703	3,744	3,784	3,824	4,025
運転手（一般）	27,200	3,400	2,720	2,890	2,924	2,958	2,992	3,026	3,060	3,094	3,128	3,162	3,196	3,230	3,400
潜かん工	37,100	4,638	3,711	3,943	3,989	4,036	4,082	4,128	4,175	4,221	4,267	4,314	4,360	4,407	4,638
潜かん世話役	44,300	5,538	4,431	4,708	4,763	4,819	4,874	4,929	4,985	5,040	5,095	5,151	5,206	5,262	5,538
さく岩工	41,700	5,213	4,171	4,432	4,484	4,536	4,588	4,640	4,692	4,744	4,796	4,849	4,901	4,953	5,213
トンネル特殊工	41,800	5,225	4,180	4,442	4,494	4,546	4,598	4,651	4,703	4,755	4,807	4,860	4,912	4,964	5,225
トンネル作業員	32,000	4,000	3,200	3,400	3,440	3,480	3,520	3,560	3,600	3,640	3,680	3,720	3,760	3,800	4,000
トンネル世話役	42,700	5,338	4,271	4,538	4,591	4,645	4,698	4,751	4,805	4,858	4,911	4,965	5,018	5,072	5,338
橋りょう特殊工	36,300	4,538	3,631	3,858	3,903	3,949	3,994	4,039	4,085	4,130	4,175	4,221	4,266	4,312	4,538
橋りょう塗装工	36,400	4,550	3,640	3,868	3,913	3,959	4,004	4,050	4,095	4,141	4,186	4,232	4,277	4,323	4,550
橋りょう世話役	41,000	5,125	4,100	4,357	4,408	4,459	4,510	4,562	4,613	4,664	4,715	4,767	4,818	4,869	5,125
土木一般世話役	34,800	4,350	3,480	3,698	3,741	3,785	3,828	3,872	3,915	3,959	4,002	4,046	4,089	4,133	4,350
高級船員	39,500	4,938	3,951	4,198	4,247	4,297	4,346	4,395	4,445	4,494	4,543	4,593	4,642	4,692	4,938
普通船員	32,600	4,075	3,260	3,464	3,505	3,546	3,586	3,627	3,668	3,709	3,749	3,790	3,831	3,872	4,075
潜水士	51,600	6,450	5,160	5,483	5,547	5,612	5,676	5,741	5,805	5,870	5,934	5,999	6,063	6,128	6,450
潜水連絡員	37,000	4,625	3,700	3,932	3,978	4,024	4,070	4,117	4,163	4,209	4,255	4,302	4,348	4,394	4,625
潜水送気員	34,500	4,313	3,451	3,667	3,710	3,753	3,796	3,839	3,882	3,925	3,968	4,012	4,055	4,098	4,313
山林砂防工	32,300	4,038	3,231	3,433	3,473	3,514	3,554	3,594	3,635	3,675	3,715	3,756	3,796	3,837	4,038
軌道工	56,800	7,100	5,680	6,035	6,106	6,177	6,248	6,319	6,390	6,461	6,532	6,603	6,674	6,745	7,100
型わく工	32,700	4,088	3,271	3,475	3,516	3,557	3,598	3,639	3,680	3,721	3,761	3,802	3,843	3,884	4,088
大工	30,400	3,800	3,040	3,230	3,268	3,306	3,344	3,382	3,420	3,458	3,496	3,534	3,572	3,610	3,800
左官	32,800	4,100	3,280	3,485	3,526	3,567	3,608	3,649	3,690	3,731	3,772	3,813	3,854	3,895	4,100
配管工	28,400	3,550	2,840	3,018	3,053	3,089	3,124	3,160	3,195	3,231	3,266	3,302	3,337	3,373	3,550
はつり工	31,100	3,888	3,111	3,305	3,344	3,383	3,422	3,461	3,500	3,539	3,577	3,616	3,655	3,694	3,888
防水工	34,800	4,350	3,480	3,698	3,741	3,785	3,828	3,872	3,915	3,959	4,002	4,046	4,089	4,133	4,350
板金工	34,900	4,363	3,491	3,709	3,753	3,796	3,840	3,884	3,927	3,971	4,014	4,058	4,102	4,145	4,363
タイル工	27,600	3,450	2,760	2,933	2,967	3,002	3,036	3,071	3,105	3,140	3,174	3,209	3,243	3,278	3,450
サッシ工	32,700	4,088	3,271	3,475	3,516	3,557	3,598	3,639	3,680	3,721	3,761	3,802	3,843	3,884	4,088
屋根ふき工	—	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
内装工	34,800	4,350	3,480	3,698	3,741	3,785	3,828	3,872	3,915	3,959	4,002	4,046	4,089	4,133	4,350
ガラス工	33,300	4,163	3,331	3,539	3,581	3,622	3,664	3,706	3,747	3,789	3,830	3,872	3,914	3,955	4,163
建具工	—	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
ダクト工	29,000	3,625	2,900	3,082	3,118	3,154	3,190	3,227	3,263	3,299	3,335	3,372	3,408	3,444	3,625
保温工	28,500	3,563	2,851	3,029	3,065	3,100	3,136	3,172	3,207	3,243	3,278	3,314	3,350	3,385	3,563
建築ブロック工	—	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
設備機械工	27,900	3,488	2,791	2,965	3,000	3,035	3,070	3,105	3,140	3,175	3,209	3,244	3,279	3,314	3,488
交通誘導員Ａ	20,200	2,525	2,020	2,147	2,172	2,197	2,222	2,248	2,273	2,298	2,323	2,349	2,374	2,399	2,525
交通誘導員Ｂ	18,700	2,338	1,871	1,988	2,011	2,035	2,058	2,081	2,105	2,128	2,151	2,175	2,198	2,222	2,338

資料２－１

令和９年度の業務委託及び管理協定対象委託契約に係る労働報酬下限額（案）について

１　対象

市が発注する予定価格１千万円以上の業務の委託に関する契約及び管理協定（市長等が別に定める契約及び管理協定に限る。）業務に従事する労働者等に係る労働報酬下限額

（厚木市公契約条例第６条第１項第２号）

２　算定の根拠

労働報酬下限額の決定には、「地域別の最低賃金額」を勘案するほか、地場賃金として信頼できる基準があれば、「その他公的機関が定める労務単価の基準」を適用する。

（厚木市公契約条例第６条第２項第２号及び第３号）

３　最低賃金の改定状況

中央最低賃金審議会（厚生労働省の諮問機関）は、令和８年７月に令和８年度の引上げ額の目安について、「54 円」との意見をまとめ、神奈川県では、同年８月に神奈川県の最低賃金を 54 円（4.40％）引き上げ、時間額 1,279 円に決定したことを公示しました。

これにより、現在の労働報酬下限額（時間額 1,306 円）と最低賃金額との差額は 27 円となりました。

４　算出のポイント

(1) 必須要件：労働報酬下限額 ＞ 神奈川県の最低賃金額

公契約条例の目的から、労働報酬下限額は神奈川県の最低賃金額を常に上回っている必要がありますが、毎年４月に改定する労働報酬下限額に対して、神奈川県の最低賃金は 10 月に改定されるため、次回の改定額を予想して労働報酬下限額を決定する必要があります。

(2) 令和９年度神奈川県の最低賃金想定額

今年度、神奈川県の最低賃金が 54 円（4.40％）の引上げとなりましたが、政府目標の「遅くとも 2030 年代前半できる限り早期に全国平均 1,500 円を達成する」を踏まえ『全国平均 1,500 円の達成を 2032 年』と予測し、次年度においては、4.58％引き上げられると仮定します。

1,279 円＋59 円（1,279 円×4.58％）≒ 1,338 円

５　設定額（案）

案①　直近 10 年間の労働報酬下限額が、県の最低賃金額を１円以上上回るよう設定した場合の加算平均額を、令和９年度の県最低賃金想定額に加算

1,338 円 ＋ 2 円 ＝ **1,340 円（Ｒ８年度から 34 円引上げ）**

案②　直近 10 年間の県の最低賃金上昇率（3.30％）を、令和８年度労働報酬下限額に反映

1,306 円 ＋ 43 円 ＝ **1,349 円（Ｒ８年度から 43 円引上げ）**

【参考】政府目標

経済財政運営と改革の基本方針 2026 について（令和８年７月閣議決定）

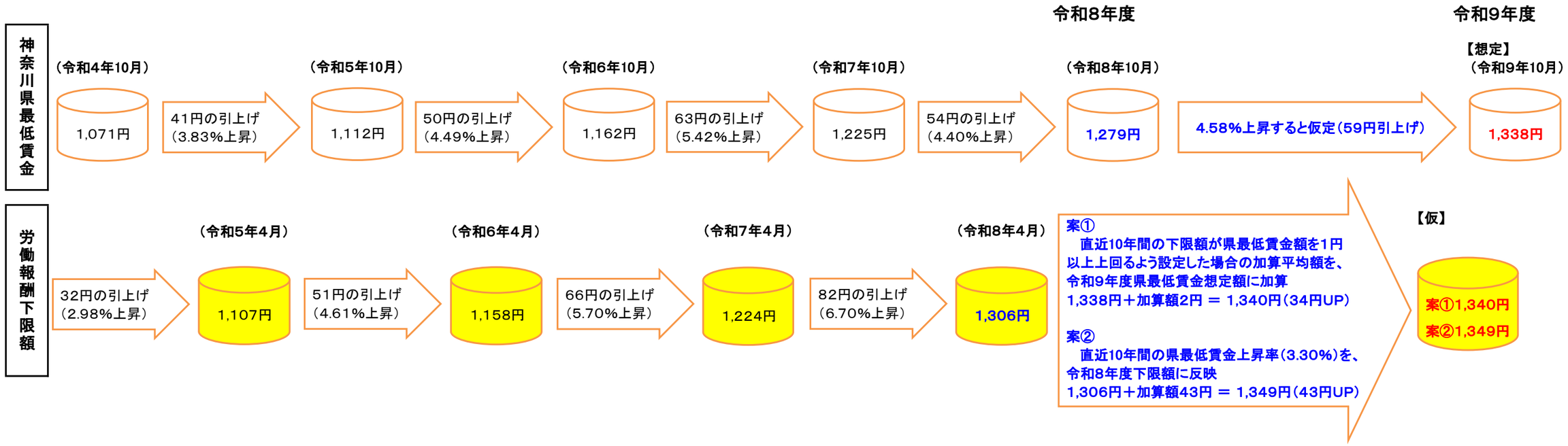
（一部抜粋）

2029 年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年１％程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年１％程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

最低賃金については、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標（骨太方針 2025[43]）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも 2030 年代前半できる限り早期に全国平均 1,500 円を達成する。

労働報酬下限額（委託等）の推移

資料２－２



最低賃金・厚木市労働報酬下限額　比較

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
神奈川県最低賃金（A）	868円	887円	905円	930円	956円	983円	1,011円	1,012円	1,040円	1,071円	1,112円	1,162円	1,225円	1,279円	1,338円(仮)	
厚木市労働報酬下限額（B）	882円	894円	911円	929円	954円	988円	1,016円	1,045円	1,045円	1,075円	1,107円	1,158円	1,224円	1,306円	1,340～1,349円	
差　額（B）－（A）	14円	7円	6円	−1円	−2円	5円	5円	33円	5円	4円	−5円	−4円	−1円	27円	2～11円	
県最低賃金との比率（B）/（A）	101.6%	100.8%	100.7%	99.9%	99.8%	100.5%	100.5%	103.3%	100.5%	100.4%	99.6%	99.7%	99.9%	102.1%	100.1～100.8%	

【参考】

○公契約条例制定市	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
川崎市	907円	907円	910円	928円	964円	995円	1,025円	1,056円	1,056円	1,086円	1,118円	1,162円	1,226円	1,306円	1,370円
相模原市	885円	890円	909円	927円	962円	1,000円	1,029円	1,059円	1,059円	1,088円	1,120円	1,168円	1,230円	1,310円	
国分寺市	−	−	−	929円	946円	975円	1,005円	1,036円	1,036円	1,064円	1,097円	1,139円	1,223円	1,323円	
渋谷区	−	−	916円	947円	958円	993円	1,019円	1,118円	1,122円	1,127円	1,172円	1,240円	1,426円	1,601円	
足立区	−	910円	930円	950円	970円	1,000円	1,030円	1,060円	1,094円	1,094円	1,130円	1,219円	1,350円	1,483円	
千代田区	−	938円	938円	941円	967円	1,042円	1,077円	1,095円	1,095円	1,104円	1,129円	1,200円	1,335円	1,465円	
世田谷区	−	−	−	950円	1,020円	1,020円	1,070円	1,130円	1,130円	1,170円	1,230円	1,330円	1,460円	1,610円	
目黒区	−	−	−	−	−	1,030円	1,040円	1,070円	1,080円	1,100円	1,110円	1,191円	1,298円	1,496円	
新宿区	−	−	−	−	−	−	1,020円	1,050円	1,050円	1,080円	1,202円	1,245円	1,438円	1,573円	
杉並区	−	−	−	−	−	−	−	−	1,083円	1,093円	1,138円	1,231円	1,400円	1,500円	

参考資料

【令和９年度】試算

都道府県	時間額	差額
北海道	1,191	60
青森	1,153	63
岩手	1,153	63
宮城	1,157	59
秋田	1,153	63
山形	1,155	63
福島	1,152	58
茨城	1,197	61
栃木	1,185	60
群馬	1,180	60
埼玉	1,251	55
千葉	1,250	55
東京	1,339	59
神奈川	1,338	59
新潟	1,167	59
富山	1,179	60
石川	1,172	59
福井	1,171	59
山梨	1,172	59
長野	1,177	60
岐阜	1,181	60
静岡	1,216	62
愛知	1,250	55
三重	1,204	61
滋賀	1,197	61
京都	1,243	63
大阪	1,287	56
兵庫	1,235	63
奈良	1,166	59
和歌山	1,160	59
鳥取	1,153	63
島根	1,150	58
岡山	1,163	59
広島	1,202	61
山口	1,160	59
徳島	1,162	59
香川	1,150	58
愛媛	1,151	58
高知	1,148	62
福岡	1,173	59
佐賀	1,158	63
長崎	1,150	63
熊本	1,155	63
大分	1,159	63
宮崎	1,147	62
鹿児島	1,153	63
沖縄	1,148	62
加重平均額	1,233	56

地域別最低賃金改定状況（全国一覧）

都道府県	令和８年度			令和７年度			令和６年度			令和５年度			令和４年度			令和３年度			令和２年度			令和元年度			平成30年度			平成29年度			平成28年度			平成27年度時間額
	時間額	差額	伸率	時間額	差額	伸率	時間額	差額	伸率	時間額	差額	伸率	時間額	差額	伸率	時間額	差額	伸率	時間額	差額	伸率	時間額	差額	伸率	時間額	差額	伸率	時間額	差額	伸率	時間額	差額	伸率	
北海道	1,131	56	5.21	1,075	65	6.44	1,010	50	5.21	960	40	4.35	920	31	3.49	889	28	3.25	861	0	0.00	861	26	3.11	835	25	3.09	810	24	3.05	786	22	2.88	764
青森	1,090	61	5.93	1,029	76	7.97	953	55	6.12	898	45	5.28	853	31	3.77	822	29	3.66	793	3	0.38	790	28	3.67	762	24	3.25	738	22	3.07	716	21	3.02	695
岩手	1,090	59	5.72	1,031	79	8.30	952	59	6.61	893	39	4.57	854	33	4.02	821	28	3.53	793	3	0.38	790	28	3.67	762	24	3.25	738	22	3.07	716	21	3.02	695
宮城	1,098	60	5.78	1,038	65	6.68	973	50	5.42	923	40	4.53	883	30	3.52	853	28	3.39	825	1	0.12	824	26	3.26	798	26	3.37	772	24	3.21	748	22	3.03	726
秋田	1,090	59	5.72	1,031	80	8.41	951	54	6.02	897	44	5.16	853	31	3.77	822	30	3.79	792	2	0.25	790	28	3.67	762	24	3.25	738	22	3.07	716	21	3.02	695
山形	1,092	60	5.81	1,032	77	8.06	955	55	6.11	900	46	5.39	854	32	3.89	822	29	3.66	793	3	0.38	790	27	3.54	763	24	3.25	739	22	3.07	717	21	3.02	696
福島	1,094	61	5.91	1,033	78	8.17	955	55	6.11	900	42	4.90	858	30	3.62	828	28	3.50	800	2	0.25	798	26	3.37	772	24	3.21	748	22	3.03	726	21	2.98	705
茨城	1,136	62	5.77	1,074	69	6.87	1,005	52	5.46	953	42	4.61	911	32	3.64	879	28	3.29	851	2	0.24	849	27	3.28	822	26	3.27	796	25	3.24	771	24	3.21	747
栃木	1,125	57	5.34	1,068	64	6.37	1,004	50	5.24	954	41	4.49	913	31	3.51	882	28	3.28	854	1	0.12	853	27	3.27	826	26	3.25	800	25	3.23	775	24	3.20	751
群馬	1,120	57	5.36	1,063	78	7.92	985	50	5.35	935	40	4.47	895	30	3.47	865	28	3.35	837	2	0.24	835	26	3.21	809	26	3.32	783	24	3.16	759	22	2.99	737
埼玉	1,196	55	4.82	1,141	63	5.84	1,078	50	4.86	1,028	41	4.15	987	31	3.24	956	28	3.02	928	2	0.22	926	28	3.12	898	27	3.10	871	26	3.08	845	25	3.05	820
千葉	1,195	55	4.82	1,140	64	5.95	1,076	50	4.87	1,026	42	4.27	984	31	3.25	953	28	3.03	925	2	0.22	923	28	3.13	895	27	3.11	868	26	3.09	842	25	3.06	817
東京	1,280	54	4.40	1,226	63	5.42	1,163	50	4.49	1,113	41	3.82	1,072	31	2.98	1,041	28	2.76	1,013	0	0.00	1,013	28	2.84	985	27	2.82	958	26	2.79	932	25	2.76	907
神奈川	1,279	54	4.41	1,225	63	5.42	1,162	50	4.50	1,112	41	3.83	1,071	31	2.98	1,040	28	2.77	1,012	1	0.10	1,011	28	2.85	983	27	2.82	956	26	2.80	930	25	2.76	905
新潟	1,108	58	5.52	1,050	65	6.60	985	54	5.80	931	41	4.61	890	31	3.61	859	28	3.37	831	1	0.12	830	27	3.36	803	25	3.21	778	25	3.32	753	22	3.01	731
富山	1,119	57	5.37	1,062	64	6.41	998	50	5.27	948	40	4.41	908	31	3.53	877	28	3.30	849	1	0.12	848	27	3.29	821	26	3.27	795	25	3.25	770	24	3.22	746
石川	1,113	59	5.60	1,054	70	7.11	984	51	5.47	933	42	4.71	891	30	3.48	861	28	3.36	833	1	0.12	832	26	3.23	806	25	3.20	781	24	3.17	757	22	2.99	735
福井	1,112	59	5.60	1,053	69	7.01	984	53	5.69	931	43	4.84	888	30	3.50	858	28	3.37	830	1	0.12	829	26	3.24	803	25	3.21	778	24	3.18	754	22	3.01	732
山梨	1,113	61	5.80	1,052	64	6.48	988	50	5.33	938	40	4.45	898	32	3.70	866	28	3.34	838	1	0.12	837	27	3.33	810	26	3.32	784	25	3.29	759	22	2.99	737
長野	1,117	56	5.28	1,061	63	6.31	998	50	5.27	948	40	4.41	908	31	3.53	877	28	3.30	849	1	0.12	848	27	3.29	821	26	3.27	795	25	3.25	770	24	3.22	746
岐阜	1,121	56	5.26	1,065	64	6.39	1,001	51	5.37	950	40	4.40	910	30	3.41	880	28	3.29	852	1	0.12	851	26	3.15	825	25	3.13	800	24	3.09	776	22	2.92	754
静岡	1,154	57	5.20	1,097	63	6.09	1,034	50	5.08	984	40	4.24	944	31	3.40	913	28	3.16	885	0	0.00	885	27	3.15	858	26	3.13	832	25	3.10	807	24	3.07	783
愛知	1,195	55	4.82	1,140	63	5.85	1,077	50	4.87	1,027	41	4.16	986	31	3.25	955	28	3.02	927	1	0.11	926	28	3.12	898	27	3.10	871	26	3.08	845	25	3.05	820
三重	1,143	56	5.15	1,087	64	6.26	1,023	50	5.14	973	40	4.29	933	31	3.44	902	28	3.20	874	1	0.11	873	27	3.19	846	26	3.17	820	25	3.14	795	24	3.11	771
滋賀	1,136	56	5.19	1,080	63	6.19	1,017	50	5.17	967	40	4.31	927	31	3.46	896	28	3.23	868	2	0.23	866	27	3.22	839	26	3.20	813	25	3.17	788	24	3.14	764
京都	1,180	58	5.17	1,122	64	6.05	1,058	50	4.96	1,008	40	4.13	968	31	3.31	937	28	3.08	909	0	0.00	909	27	3.06	882	26	3.04	856	25	3.01	831	24	2.97	807
大阪	1,231	54	4.59	1,177	63	5.66	1,114	50	4.70	1,064	41	4.01	1,023	31	3.13	992	28	2.90	964	0	0.00	964	28	2.99	936	27	2.97	909	26	2.94	883	25	2.91	858
兵庫	1,172	56	5.02	1,116	64	6.08	1,052	51	5.09	1,001	41	4.27	960	32	3.45	928	28	3.11	900	1	0.11	899	28	3.21	871	27	3.20	844	25	3.05	819	25	3.15	794
奈良	1,107	56	5.33	1,051	65	6.59	986	50	5.34	936	40	4.46	896	30	3.46	866	28	3.34	838	1	0.12	837	26	3.21	811	25	3.18	786	24	3.15	762	22	2.97	740
和歌山	1,101	56	5.36	1,045	65	6.63	980	51	5.49	929	40	4.50	889	30	3.49	859	28	3.37	831	1	0.12	830	27	3.36	803	26	3.35	777	24	3.19	753	22	3.01	731
鳥取	1,090	60	5.83	1,030	73	7.63	957	57	6.33	900	46	5.39	854	33	4.02	821	29	3.66	792	2	0.25	790	28	3.67	762	24	3.25	738	23	3.22	715	22	3.17	693
島根	1,092	59	5.71	1,033	71	7.38	962	58	6.42	904	47	5.48	857	33	4.00	824	32	4.04	792	2	0.25	790	26	3.40	764	24	3.24	740	22	3.06	718	22	3.16	696
岡山	1,104	57	5.44	1,047	65	6.62	982	50	5.36	932	40	4.48	892	30	3.48	862	28	3.36	834	1	0.12	833	26	3.22	807	26	3.33	781	24	3.17	757	22	2.99	735
広島	1,141	56	5.16	1,085	65	6.37	1,020	50	5.15	970	40	4.30	930	31	3.45	899	28	3.21	871	0	0.00	871	27	3.20	844	26	3.18	818	25	3.15	793	24	3.12	769
山口	1,101	58	5.56	1,043	64	6.54	979	51	5.50	928	40	4.50	888	31	3.62	857	28	3.38	829	0	0.00	829	27	3.37	802	25	3.22	777	24	3.19	753	22	3.01	731
徳島	1,103	57	5.45	1,046	66	6.73	980	84	9.38	896	41	4.80	855	31	3.76	824	28	3.52	796	3	0.38	793	27	3.52	766	26	3.51	740	24	3.35	716	21	3.02	695
香川	1,092	56	5.41	1,036	66	6.80	970	52	5.66	918	40	4.56	878	30	3.54	848	28	3.41	820	2	0.24	818	26	3.28	792	26	3.39	766	24	3.23	742	23	3.20	719
愛媛	1,093	60	5.81	1,033	77	8.05	956	59	6.58	897	44	5.16	853	32	3.90	821	28	3.53	793	3	0.38	790	26	3.40	764	25	3.38	739	22	3.07	717	21	3.02	696
高知	1,086	63	6.16	1,023	71	7.46	952	55	6.13	897	44	5.16	853	33	4.02	820	28	3.54	792	2	0.25	790	28	3.67	762	25	3.39	737	22	3.08	715	22	3.17	693
福岡	1,114	57	5.39	1,057	65	6.55	992	51	5.42	941	41	4.56	900	30	3.45	870	28	3.33	842	1	0.12	841	27	3.32	814	25	3.17	789	24	3.14	765	22	2.96	743
佐賀	1,095	65	6.31	1,030	74	7.74	956	56	6.22	900	47	5.51	853	32	3.90	821	29	3.66	792	2	0.25	790	28	3.67	762	25	3.39	737	22	3.08	715	21	3.03	694
長崎	1,087	56	5.43	1,031	78	8.18	953	55	6.12	898	45	5.28	853	32	3.90	821	28	3.53	793	3	0.38	790	28	3.67	762	25	3.39	737	22	3.08	715	21	3.03	694
熊本	1,092	58	5.61	1,034	82	8.61	952	54	6.01	898	45	5.28	853	32	3.90	821	28	3.53	793	3	0.38	790	28	3.67	762	25	3.39	737	22	3.08	715	21	3.03	694
大分	1,096	61	5.89	1,035	81	8.49	954	55	6.12	899	45	5.27	854	32	3.89	822	30	3.79	792	2	0.25	790	28	3.67	762	25	3.39	737	22	3.08	715	21	3.03	694
宮崎	1,085	62	6.06	1,023	71	7.46	952	55	6.13	897	44	5.16	853	32	3.90	821	28	3.53	793	3	0.38	790	28	3.67	762	25	3.39	737	23	3.22	714	21	3.03	693
鹿児島	1,090	64	6.24	1,026	73	7.66	953	56	6.24	897	44	5.16	853	32	3.90	821	28	3.53	793	3	0.38	790	29	3.81	761	24	3.26	737	22	3.08	715	21	3.03	694
沖縄	1,086	63	6.16	1,023	71	7.46	952	56	6.25	896	43	5.04	853	33	4.02	820	28	3.54	792	2	0.25	790	28	3.67	762	25	3.39	737	23	3.22	714	21	3.03	693
加重平均額	1,177	56	5.00	1,121	66	6.26	1,055	51	5.08	1,004	43	4.47	961	31	3.33	930	28	3.10	902	1	0.11	901	27	3.09	874	26	3.07	848	25	3.04	823	25	3.13	798

参考資料

平成24年厚木市条例第29号
平成24年12月25日公布

厚木市公契約条例

（目的）

第１条　この条例は、市が締結する公契約に係る基本方針を定めるとともに、市及び受注者の公契約の締結に伴う責務を明確にすること等により、当該業務に従事する　労働者等の労働環境の整備並びに公契約に係る事務及び事業（以下「公契約事務等」という。）の質の向上を図り、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公契約　市が締結する工事又は製造その他についての請負の契約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により市の指定を受けたものと市が締結する公の施設の管理に関する協定（以下「管理協定」という。）をいう。

(2) 市長等　公契約を締結する権限を有する者（受注者を除く。）をいう。

(3) 受注者　市と公契約を締結する者をいう。

(4) 受注関係者　次に掲げる者をいう。

ア　下請、再委託その他いかなる名称によるかを問わず、市以外の者から公契約に係る業務の一部について請け負う者

イ　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき受注者又はアに掲げる者へ公契約に係る業務に従事する労働者を派遣する者

(5) 労働者等　次に掲げる者をいう。

ア　受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第９条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者を除く。）

イ　自らが提供する労働の対価を得るため、受注者又は受注関係者から公契約に係る業務を請け負う者

（基本方針）

第３条　公契約事務等の実施に当たっての基本となるべき事項（以下「基本方針」という。）は、次のとおりとする。

(1) 公契約の過程及び内容の透明性を確保すること。

(2) 適正な競争を促進し、より予算を有効に執行すること。

(3) 談合その他の不正行為の排除を徹底すること。

(4) 公契約の適正な履行を確保すること。

(5) 労働者等の労働環境に配慮すること。

(6) 地域経済の活性化に努めること。

（市の責務）

第４条　市は、この条例の目的を達成するため、基本方針の下に公契約に係る施策を推進するものとする。

（受注者の責務）
第５条　受注者は、市の事務及び事業を実施する者としての社会的責任を自覚し、公契約を適正に履行するものとする。
２　受注者は、労働者等の労働環境の整備に努めるものとする。
３　受注者は、受注関係者との契約を締結するに当たっては、関係法令を遵守することが公契約事務等の質の向上に資することを認識し、その契約を締結するものとする。
４　受注者は、市が推進する公契約に係る施策に協力するものとする。
（労働報酬下限額）
第６条　市長は、毎年、次の各号に掲げる公契約の種類ごとに、当該各号に定める者に対して支払われるべき１時間当たりの労働の対価の下限の額（以下「労働報酬下限額」という。）を定めるものとする。
(1) 市が発注する予定価格１億円以上の工事の請負契約（以下「対象請負契約」という。）　対象請負契約に係る業務に従事する労働者等（農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため毎年度決定する公共工事設計労務単価（以下「設計労務単価」という。）に掲げる職種の業務に従事する者に限る。）
(2) 市が発注する予定価格1,000万円以上の業務の委託に関する契約及び管理協定（市長等が別に定める契約及び管理協定に限る。以下「対象委託契約」という。）　対象委託契約に係る業務に従事する労働者等
２　労働報酬下限額は、対象請負契約及び対象委託契約の内容に応じて、次に掲げる額等を勘案して定めるものとする。
(1) 設計労務単価
(2) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第９条第１項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額
(3) その他公的機関が定める労務単価の基準
３　市長は、労働報酬下限額を定めようとする場合は、厚木市労働報酬審議会の意見を聴かなければならない。
４　市長は、労働報酬下限額を定めた場合は、これを告示するものとする。
（契約において定める事項）
第７条　市長等は、対象請負契約又は対象委託契約においては、前条第１項各号に掲げる者に対し、受注者が同条に規定する労働報酬下限額以上の労働の対価を支払わなければならないことその他のこの条例の目的を達成するために必要な事項を定めるものとする。
（労働報酬審議会）
第８条　市長は、労働報酬下限額等について調査審議するため、事業者等で構成する厚木市労働報酬審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
２　審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。
（出資法人等）
第９条　市が出資その他の財政上の援助を行う法人であって、規則で定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の目的に沿って、出資法人等が当事者となる契約については市が当事者となる契約に準じた取扱いをするよう努めるものとする。

（点検等）
第10条　市長は、５年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況の点検及び評価を実施し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。
（委任）
第11条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長等が別に定める。

附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成25年４月１日から施行する。ただし、第６条、第８条並びに附則第３項及び第４項の規定は、同年１月１日から施行する。
（経過措置）
２　第７条の規定は、この条例の施行の日以後に、公告その他の申込みの誘引又は指定管理者の指定の申請に係る告知を行う対象契約について適用する。
（厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
３　厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
（厚木市セーフコミュニティ推進条例の一部改正）
４　厚木市セーフコミュニティ推進条例（平成24年厚木市条例第18号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

参考資料

○厚木市公契約条例施行規則

平成24年12月28日

規則第63号

（趣旨）

第１条　この規則は、厚木市公契約条例（平成24年厚木市条例第29号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則における用語の意義は、条例の例による。

（対象委託契約の範囲）

第３条　条例第６条第１項第２号の規定に基づき市長が別に定める契約は、次に掲げる契約とする。ただし、条例第２条第５号に規定する労働者等に該当しない者のみを公契約に係る業務に従事させる受注者と締結する契約を除く。

(1) 庁舎その他の建物（その敷地を含む。）における清掃、警備（警備業法（昭和47年法律第117号）第２条第５項に規定する機械警備業務に関するものを除く。）、駐車場管理、窓口受付、案内又は電話交換に関する契約

(2) 道路、公園その他の施設の清掃に関する契約

(3) 給食の調理に関する契約

２　条例第６条第１項第２号の規定に基づき市長が別に定める管理協定は、次に掲げる管理協定を除く管理協定とする。

(1) 厚木市立老人憩の家条例（昭和48年厚木市条例第９号）第１条に規定する厚木市立老人憩の家に係る管理協定

(2) 厚木市立社会教育集会所条例（昭和61年厚木市条例第31号）第１条に規定する厚木市立社会教育集会所に係る管理協定

（平30規則48・令６規則８・一部改正）

（契約において定める事項）

第４条　条例第７条に規定する必要な事項は、別表第１に掲げる事項とする。

（労働報酬審議会の委員）

第５条　条例第８条に規定する厚木市労働報酬審議会（以下「審議会」という。）の委員は、６人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 事業者

(2) 労働者

(3) 学識経験を有する者

（任期）

第６条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第７条　審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

２　臨時委員は、市長が委嘱する。

３　臨時委員は、特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

（委員長等）

第８条　審議会に委員長を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

３　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

（会議）

第９条　審議会の会議は、委員長が招集する。

２　審議会の会議は、委員（議案に関係のある臨時委員を含む。次項及び第11条において同じ。）の半数以上が出席し、かつ、事業者、労働者及び学識経験を有する者である委員の各１人以上並びに議事に関係のある臨時委員がいる場合はその１人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（意見等の聴取）

第10条　審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（秘密の保持）

第11条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第12条　審議会の庶務は、条例主管課で処理する。

（委任）

第13条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

（出資法人等）

第14条　条例第９条に規定する出資法人等は、別表第２に掲げる法人とする。

（その他）

第15条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。ただし、第５条から第13条までの規定は、同年１月１日から施行する。

附　則（平成30年規則第48号）

この規則は、平成31年４月１日から施行し、同日以後に締結する契約について適用する。

附　則（令和２年規則第８号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和６年規則第８号）抄

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

番号	事項
1	受注者が条例第６条第１項に規定する者（以下「対象労働者」という。）に支払う労働の対価の額は、基準額（対象請負契約又は対象委託契約（以下「対象契約」という。）の締結時の労働報酬下限額及び当該労働に従事した時間数を基に市長が別に定める方法により算出した額をいう。以下同じ。）を下回らないこと。
2	受注者は、受注関係者が対象労働者に支払った労働の対価の額が基準額を下回ったときは、その差額分が支払われるよう、必要な措置を講ずること。
3	受注者は、対象労働者の氏名、業種、労働時間その他市長が別に定める事項を記載した台帳（以下「台帳」という。）を、労働の対価の支払後、速やかに作成し、当該台帳の写しを市長が指定する期日までに市長へ提出すること。
4	受注者は、次に掲げる事項について記載した書面を、対象契約に係る業務が行われる作業場の見やすい適切な場所に掲示し、又は交付することにより、対象労働者に周知すること。 （１）　対象労働者の範囲 （２）　労働報酬下限額 （３）　次項の規定による申出をする場合の申出先 （４）　次項の規定による申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けないこと。
5	対象労働者は、労働の対価が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働の対価が支払われていない場合又は支払われた当該労働の対価の額が基準額を下回る場合は、市長又は受注者にその事実を申し出ることができること。

6	受注者は、対象労働者から前項の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該対象労働者が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けないようにすること。
7	市長は、対象労働者から５の項の規定による申出を受け、その申出の事実等を確認するため必要があると認める場合又は対象契約において定められた事項の遵守状況を確認するため必要があると認める場合は、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に事業所若しくは作業場に立ち入らせ、支払状況その他の必要な調査（以下「調査等」という。）をさせることができること。
8	受注者は、受注関係者が１の項、６の項及び７の項の規定を受注者に準じて遵守するよう受注関係者との契約において当該事項を定めること。
9	７の項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、受注者又は受注関係者から請求があったときは、これを提示すること。
10	市長は、７の項の規定による調査等の結果、受注者又は受注関係者が対象契約において定められた事項に違反していると認められるときは、当該違反を是正するための措置を講ずるよう受注者に求めることができること。
11	受注者は、前項の規定により是正するための措置を講ずるよう求められた場合は、速やかに当該措置を講ずるとともに、その内容を市長が指定する期日までに市長に報告しなければならないこと。
12	市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合又は受注関係者が第１号に該当する場合は、対象契約が契約であるときは当該対象契約を解除し、対象契約が管理協定であるときはその指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ

	ること。 （１）　７の項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合 （２）　前項に規定する是正の措置を講ぜず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をした場合
13	市は、前項の規定による対象契約の解除、取消し又は停止命令によって受注者又は受注関係者に損害が生じた場合において、その損害を賠償する責任を負わないこと。
14	その他市長が対象契約において定める必要があると認める事項

別表第２（第14条関係）

（令２規則８・一部改正）

名称
公益財団法人厚木市スポーツ協会
公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター
公益財団法人厚木市文化振興財団
公益財団法人厚木市環境みどり公社
公益社団法人厚木市シルバー人材センター
社会福祉法人厚木市社会福祉協議会